

令和6年6月定例会 産業労働企業委員会の概要

| | | | |
|------|---|----|----------|
| 日時 | 令和6年7月1日（月） | 開会 | 午前10時 |
| | | 閉会 | 午前11時55分 |
| 場所 | 第5委員会室 | | |
| 出席委員 | 鈴木正人委員長 杉田茂実副委員長 東山徹委員、保谷武委員、浅井明委員、立石泰広委員、荒木裕介委員、 細川威委員、木村勇夫委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員、江原くみ子委員 | | |
| 欠席委員 | なし | | |
| 説明者 | [産業労働部関係] 目良聡産業労働部長、浪江治産業労働部産業政策局長、 藤田努産業労働部地域経済・観光局長、 久保佳代子産業労働部雇用労働局長、 内田貴之産業労働政策課長、小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、 神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、 北島義丈産業拠点整備推進幹、竹澤幸一企業立地課長、横内治金融課長、 松澤純一観光課長、高橋利維雇用労働課長、伊藤佳子人材活躍支援課長、 深野成昭多様な働き方推進課長、下村修産業人材育成課長 山本好志労働委員会事務局長、 加藤和美労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長 [企業局関係] 板東博之公営企業管理者、新井哲也企業局長、加藤政寿水道部長、 佐藤和央総務課長、忽滑谷真理子財務課長、島崎二郎地域整備課長、 檜山建水道企画課長、岸本貴志水道管理課長、山本栄至主席工事検査員 | | |

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
なし
- 2 請願
なし
- 3 所管事務調査
県内の中小企業の賃上げ状況について

報告事項

1 産業労働部

- (1) 指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について
- (2) 令和6年度における指定管理者の選定について

2 企業局

水道用水供給事業の料金改定について

【所管事務に関する質問（県内の中小企業の賃上げ状況について）】

保谷委員

- 1 県内の中小企業・小規模事業者の賃上げの状況はどうか。
- 2 価格転嫁の促進に関連し、パートナーシップ構築宣言は、元請側の一方的な宣言である。実際に不正が行われた事例もあり、価格転嫁に対する実効性に疑問があるが、どのように考えるのか。
- 3 四半期経営動向調査における価格転嫁に関する調査は、特別調査の1項目であり、不定期に調べている項目かと思う。性質が異なる価格転嫁が一緒くたにされていることなどを考えると、現行の四半期経営動向調査によって賃上げに結び付く価格転嫁が正しく把握できるのか疑問があるが、どのように考えるのか。
- 4 価格転嫁を正しく把握するためには新たな指標が必要ではないかと思うが、どのように考えるのか。

多様な働き方推進課長

- 1 民間企業である埼玉りそな産業経済振興財団が本年4月に実施した2024年度の賃上げ状況に関するアンケート調査によると、賃上げを実施するとした企業は製造業が83.5%、非製造業が79.1%、全体で80.7%と高い割合になっている。賃上げを実施するとした企業の賃上げ率は、製造業が3.4%、非製造業が3.7%、全体で3.6%と前年度に続き最高を更新している。

県が実施する四半期経営動向調査の結果によると、令和5年4月から6月期において賃上げを実施した、または今後実施する予定と答えた企業の割合は62.5%であった。これに対して、令和6年4月から6月期の速報値では65.1%と2.6ポイント上昇している。賃上げが進みつつあることを示しているものと考えている。

産業労働政策課長

- 2 パートナーシップ構築宣言は、自主的に自社の適正な取引を宣言するものであり、法的な追跡調査などは定められていない。このため、中小企業診断士を通じ、宣言の登録促進を図るとともに、宣言済み企業全社に対し架電を行い、宣言が形骸化しないようにフォローアップを行っている。また、宣言済み企業を対象に、価格交渉のノウハウの獲得に向けた伴走支援を実施しており、企業が価格転嫁に実際に結び付くよう後押しを行っている。さらに、原材料価格等の推移を簡便に把握できる「価格交渉支援ツール」や、収益に与える影響が分かる「収支計画シミュレーター」を無料で提供し、企業の価格交渉を後押ししている。今年度は、専門家による伴走支援の拡充とともに、各種支援ツールの機能拡充を図り、更に実効性を高める取組を行っていく。
- 3 四半期経営動向調査では、令和4年度以降、価格転嫁に関する特別調査を実施しており、令和5年度からは年2回実施している。特別調査では、企業における価格転嫁

の実施状況などを確認している。また、調査に先立ち、令和5年1月には、県内企業17,000社に対し、直接通知を送付し、価格転嫁に関するアンケートを実施している。さらに、四半期経営動向調査では、価格転嫁のほかにも賃上げに関する特別調査をこれまでに2回実施しており、賃上げに至る動機を確認している。

- 4 これまでの取組を一層加速させ、価格転嫁の実効性、価格転嫁率を高めていくことが何よりも重要だと考えている。価格転嫁率は全国での比較のデータがあり、最近行われた帝国データバンクの指標でも、全国と埼玉県を比較したときに埼玉県の方が若干上回っていた。これを更に高めていき、全国の指標とも見比べながらしっかりと価格転嫁を進めていくことが重要だと考えている。

保谷委員

- 1 本来賃上げはベースアップを指すべきだと考えるが、定期昇給やボーナスを含めて賃上げという場合もある。着実な賃上げは、狭義のベースアップのみを指すべきだと考えるが、県内の中小企業・小規模事業者のベースアップを調査してはどうか。
- 2 四半期経営動向調査のうち、価格転嫁を進めるために行政に期待する支援という調査項目について、回答の上位三つは、1番目が業界全体としての機運醸成、2番目が消費者に対する理解促進、3番目が価格交渉に応じない企業への指導である。回答の1番目と2番目は、長いデフレの期間に生まれた「物価が上がるのはよくないことである」などの社会通念への対応を行政に求めているものとする。県としてどのように考えるのか。
- 3 回答の3番目は、本来公正取引委員会がやるべき仕事であるとは思いますが、県として何かできることはないのか。

産業労働政策課長

- 1 四半期経営動向調査では、ベースアップや初任給の引上げといった具体的な賃上げの中身も確認している。例えば、直近1年間でベースアップによる賃上げは、複数回答になるが、昨年度の調査では42.5%だったものが、直近の調査では46.9%となり、4.4ポイント上昇している。このような指標を活用し、更に価格転嫁や生産性の向上を通じ賃上げや実効性のある賃金改善につながるように、中小企業の稼げる力の向上に向けて取り組んでいく。
- 2 令和4年9月に産・官・金・労の12団体で締結した価格転嫁に関する協定について、これまでも戦略会議の枠組みを使って機運醸成に取り組んできたが、引き続きしっかりと取り組んでいくことが非常に重要と考えている。そして、協定を結んだ各団体が、価格転嫁が一層進むように、あるいは価格転嫁に対する理解が企業のみならず消費者やステークホルダーにしっかりと伝わっていくように、力を合わせて取り組んでいくことが非常に大事である。今後も戦略会議の枠組みを通じて働き掛けを行う。
- 3 下請代金支払遅延等防止法は国の権限に属するため、県が情報を得た場合でも守秘義務の関係上、国への通報が難しく、企業に対し国の窓口を紹介することが限界である。

ただし、価格転嫁の実効性を高めていくためには、下請法における取締りを強化していくことが非常に重要だと考えている。先般、国に対する来年度の予算に対する要望においても、国の下請法の取締り強化策について、県として要望したところである。今後も国と連携しながら、下請法の運用も含め、適切な価格転嫁が進むような形で国と連携して取り組んでいく。